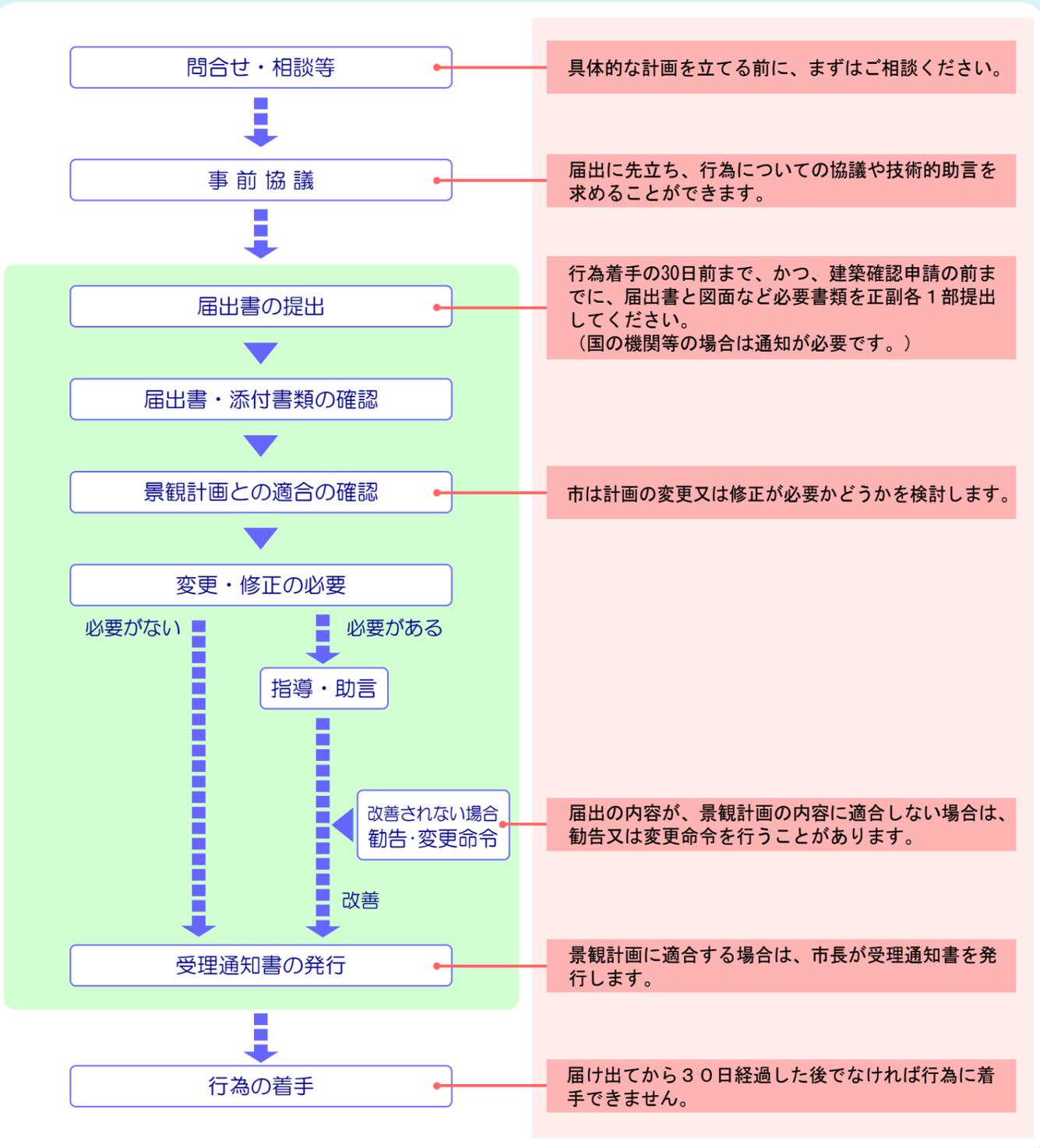


瀬戸内市景観計画

豊かな自然や歴史・文化と共生した
魅力ある瀬戸内市の景観づくり

届出手続きの流れ

景観法及び瀬戸内市景観条例に基づく届出は、以下のような流れで行ってください。
また、より良い景観を形成するために、事前協議制度を設けていますのでご活用ください。

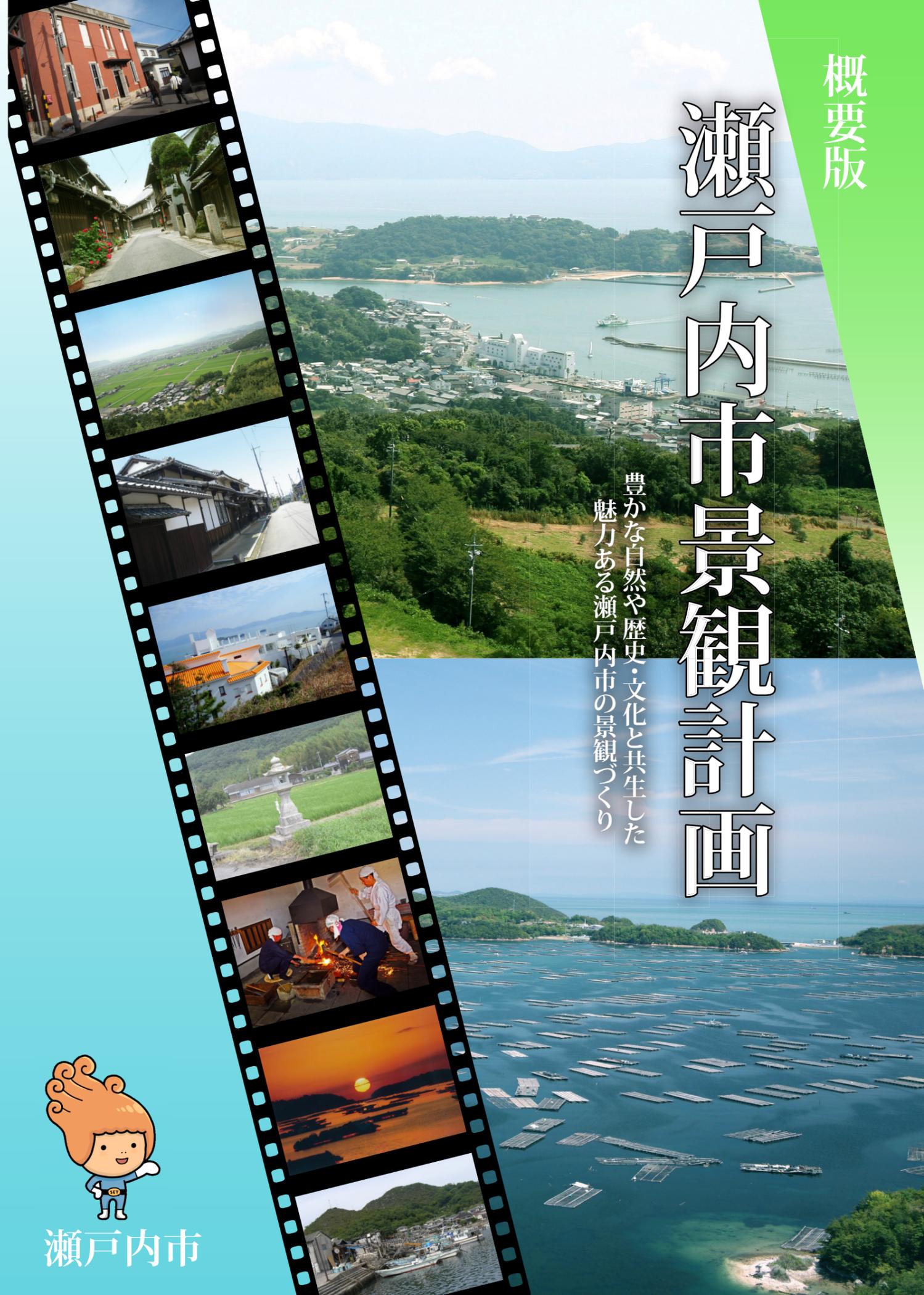


この冊子は、平成21年2月に策定した「瀬戸内市景観計画」の概要を紹介するものです。
より詳しい内容を知りたい方は、瀬戸内市のホームページをご覧ください。

瀬戸内市 企画財政部企画振興課
〒701-4292 瀬戸内市邑久町尾張300番地1
TEL:(0869)22-1031 FAX:(0869)22-3304
◆瀬戸内市ホームページ
<http://www.city.setouchi.lg.jp/>



瀬戸内市



1 瀬戸内市の美しく魅力ある景観まちづくりに向けて



(1) 景観まちづくりの目的

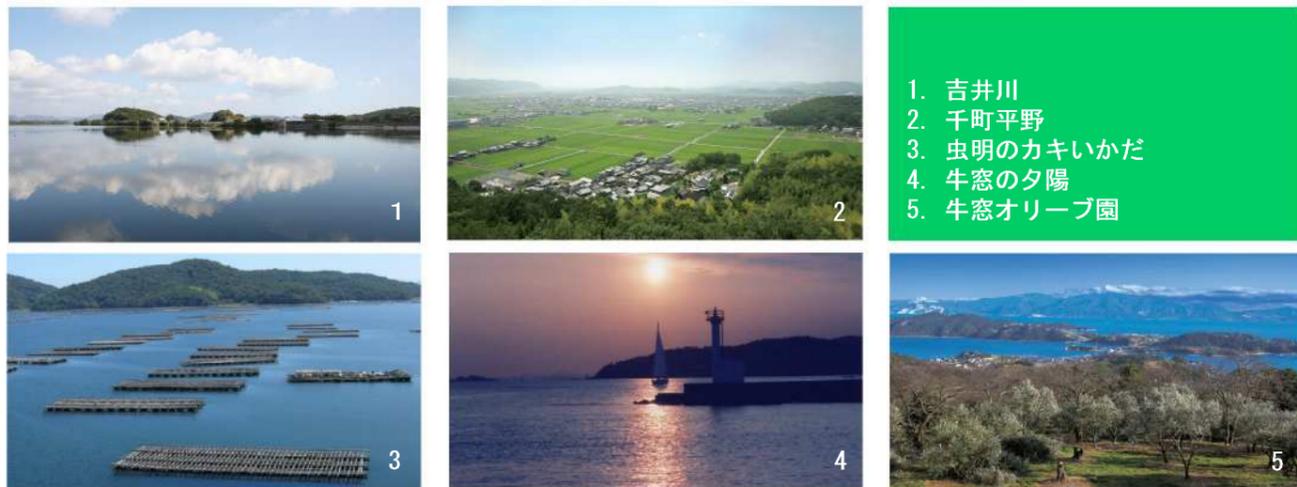
私たちのふるさと瀬戸内市は、瀬戸内海国立公園に指定された自然海岸や多島美、吉井川の水辺、千町平野などの豊かな田園風景等、水と緑豊かな美しい景観に恵まれています。また、一遍上人絵伝にも描かれた長船地域の「福岡の町並み」、かつて港町として栄えた牛窓地域東部の「しおまち唐琴通り」などの歴史的町並みが当時の面影を残しています。

本市では、これらの個性あふれる資源を次の世代へ伝えていくため、景観まちづくりの指針となる「瀬戸内市景観計画」を策定いたしました。この計画において、積極的に総合的景観施策を展開する区域を景観計画区域として定め、一定規模以上の建築行為等に対して届出義務を課すことによって、適切な景観誘導を図り、美しく魅力ある景観まちづくりを目指します。

(2) 個性豊かな瀬戸内市の景観

瀬戸内市には、雄大な自然、地域らしさを醸し出す歴史・文化など個性豊かな景観がたくさんあります。これらは、私たち市民の貴重な財産であるため、これからも守り、育て、創り、次の世代へ伝えていきたいものです。

● 四季折々の表情を見せる多彩で多様な自然景観



● 地域の奥深さや趣を感じさせる歴史景観



● 景観とは？

景観は、見る位置や方向、距離などの違いによって、様々な見え方がするものです。

それは、身近な生活の場であったり、少し離れて見るまちであったり、屋上や高台などから眺める山並みであったりと近景、中景、遠景の3つに区分されます。

これらは、まち全体として連続しており、景観づくりを進めるためには、その連続性や調和を保つようにすることが大切です。



● 地域の風土に根ざした個性豊かな住景観・生活景観



● まちの骨格となる公共施設の景観

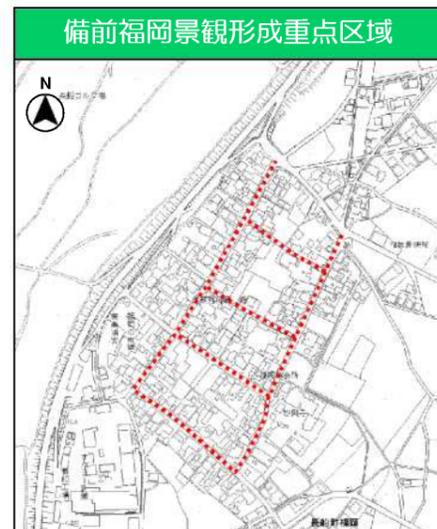


2 景観計画区域 / 景観形成の目標・基本方針

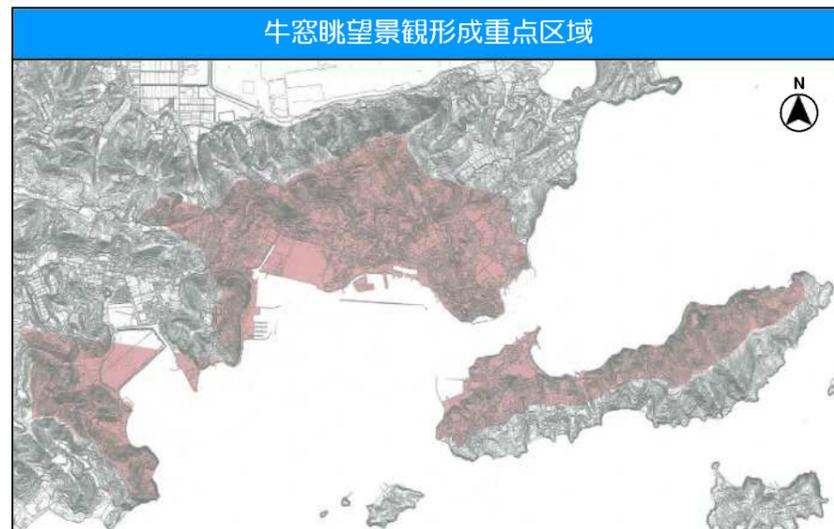


(1) 景観計画区域

- 市域全域を景観法に基づく「景観計画区域」とし、市の骨格となる景観の保全や周辺との調和を重視した景観形成を目指します。
- 景観計画区域のうち、歴史・文化、自然等の特色が象徴的に現れ、良好な景観の形成上、特に重要な地域である下図の2地域を「重点区域」とします。



※上図の内、赤破線の通りに面する沿道部が対象になります。



※上図の内、着色部分の区域が対象になります。

(2) 景観形成の目標・基本方針

瀬戸内市が目指すべき景観形成の目標と基本方針は以下のとおりです。

■景観形成の目標

～ 豊かな自然や歴史・文化と共生した魅力ある瀬戸内市の景観づくり ～

■基本方針 (市域全域における基本方針)

- 〈方針-1〉 ふるさとの原風景や歴史・文化的景観の保全・活用
- 〈方針-2〉 地域の特徴を活かした良好な景観の創出・改善
- 〈方針-3〉 瀬戸内市らしさが感じられる個性的な景観の継承
- 〈方針-4〉 協働による景観まちづくり

守る・活かす

つくる・なおす

伝える・育てる

協働

■「重点区域」の地域イメージ・基本方針

<p>備前福岡景観形成重点区域</p>	<p>〈地域イメージ〉 ◆中世の繁栄を偲ばせる整然と区画された歴史的町並み</p> <p>〈基本方針〉 ●白壁、格子窓などの特徴的な景観要素を活かし、住民協力のもとで歴史的町並みの保全・創出に努めます。 ●七つ井戸、常夜灯など、長い間市民に親しまれてきた特徴ある歴史資源を保全・活用します。</p>
<p>牛窓眺望景観形成重点区域</p>	<p>〈地域イメージ〉 ◆海の青、空の青がひとつに溶け合う「日本のエーゲ海」</p> <p>〈基本方針〉 ●視点場からの眺望景観をできるだけ阻害しないように、周辺の建築物や工作物の位置、規模、色彩等に配慮します。 ●建築物・工作物等は、主要眺望地点からの見え方に配慮し、全体的に違和感のないまとまった形態とします。 ●眺望の背景となる山の稜線や多島美景観を隠さないように配慮します。</p>



備前福岡景観形成重点区域



牛窓眺望景観形成重点区域

3 届出の対象となる行為



(1) 届出の対象となる行為

一定規模を超える大規模な建築行為等（下表に該当する行為）を行う場合には、行為に着手する日の30日前まで、かつ、建築確認申請の前までに、市の窓口への景観法に基づく届出が必要になります。

届出対象行為類型		市域全域（重点区域を除く）
建築物	新築、改築、増築、移転	・高さ13m又は建築面積1,000㎡を超えるもの
	外観を変更することとなる修繕・模様替、色彩の変更	
工 作 物	新設 煙突、排気塔その他これらに類するもの	・高さ13m又は築造面積1,000㎡（建築物と一体となって設置される場合は、高さ5m、かつ、地盤面から当該工作物の上端までの高さ13m又は築造面積1,000㎡）を超えるもの
	改築 アンテナ、鉄筋コンクリート造りの柱、金属製の柱その他これらに類するもの	
	増築 電波塔、物見塔、記念塔その他これらに類するもの	
	移転 装飾塔その他これらに類するもの	
	外観を変更することとなる修繕・模様替 高架水槽、冷却塔その他これらに類するもの	
	色彩の変更 彫像、記念碑その他これらに類するもの	
	垣、さく、塀その他これらに類するもの	・高さ3mを超えるもの
	観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュート、メリーゴーラウンドその他これらに類する遊戯施設	・高さ13m又は築造面積1,000㎡（建築物と一体となって設置される場合は、高さ5m、かつ、地盤面から当該工作物の上端までの高さ13m又は築造面積1,000㎡）を超えるもの
	コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシュプラントその他これらに類する製造施設	
	自動車車庫の用に供する立体的な施設	
	石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料等を貯蔵又は処理する施設	
	汚水処理施設、汚物処理施設、ごみ処理施設その他の処理施設	
	電気供給若しくは有線電気通信のための電線路又は空中線（その支持物を含む。）その他これらに類するもの	・高さ20m（電線路又は空中線に含まれる支持物が建築物と一体となって設置される場合は、地盤面から当該支持物の上端までの高さ20m）を超えるもの
広告板、広告塔その他これらに類するもの	・高さ13m又は表示面積の合計25㎡（建築物と一体となって設置される場合にあっては、高さ5m、かつ、地盤面から当該工作物の上端までの高さ13m又は表示面積の合計25㎡）を超えるもの	
木竹の伐採	—	
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	・物件の高さ5m又は当該行為に係る部分の土地の面積1,000㎡を超えるもの	
土石の採取、鉱物の掘採	・当該行為に係る部分の土地の面積1,000㎡を超えるもの、又は、高さ5m及び長さ10mを超える法面若しくは擁壁を生じるもの	
土地の形質の変更	—	
水面の埋立て又は干拓	—	

(2) 届出適用除外の行為

以下の行為を行う場合については、景観法に基づく届出の必要はありません。

- 文化財保護法に規定する重要文化財の現状変更・修理工等、史跡名勝天然記念物の現状変更等を行う行為
- 自然公園法に規定する特別地域内における工作物の新築等

備前福岡景観形成重点区域	牛窓眺望景観形成重点区域
<ul style="list-style-type: none"> ・当該行為に係る部分の床面積の合計が10㎡を超えるもの ・新築後、改築後、増築後又は移転後の高さが5mを超えるもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・高さ13m又は建築面積1,000㎡を超えるもの
<ul style="list-style-type: none"> ・当該行為に係る部分の面積の合計が10㎡を超えるもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・高さ13m又は築造面積1,000㎡（建築物と一体となって設置される場合は、高さ5m、かつ、地盤面から当該工作物の上端までの高さ13m又は築造面積1,000㎡）を超えるもの
<ul style="list-style-type: none"> ・高さ（建築物と一体となって設置される場合は、地盤面から当該工作物の上端までの高さ）が5mを超えるもの ・建築物と一体となって設置される場合は、当該工作物の高さが1mを超えるもの ・改築後、増築後又は移転後の高さが5mを超えるもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・高さ13m又は築造面積1,000㎡（建築物と一体となって設置される場合は、高さ5m、かつ、地盤面から当該工作物の上端までの高さ13m又は築造面積1,000㎡）を超えるもの
<ul style="list-style-type: none"> ・高さが1.5mを超えるもの ・改築後、増築後又は移転後の高さが1.5mを超えるもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・高さ3mを超えるもの
<ul style="list-style-type: none"> ・高さ（建築物と一体となって設置される場合は、地盤面から当該工作物の上端までの高さ）が5mを超えるもの、又は、築造面積が10㎡を超えるもの ・建築物と一体となって設置される場合は、当該工作物の高さが1mを超えるもの ・改築後、増築後又は移転後の高さが5mを超えるもの、又は、築造面積が10㎡を超えるもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・高さ13m又は築造面積1,000㎡（建築物と一体となって設置される場合は、高さ5m、かつ、地盤面から当該工作物の上端までの高さ13m又は築造面積1,000㎡）を超えるもの
<ul style="list-style-type: none"> ・高さ（電線路又は空中線に含まれる支持物が建築物と一体となって設置される場合は、地盤面から当該支持物の上端までの高さ）が10mを超えるもの ・改築後、増築後又は移転後の高さが10mを超えるもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・高さ20m（電線路又は空中線に含まれる支持物が建築物と一体となって設置される場合は、地盤面から当該支持物の上端までの高さ20m）を超えるもの
<ul style="list-style-type: none"> ・表示面積の合計が1㎡を超えるもの、又は、地盤面から当該広告物の上端までの高さが5mを超え、かつ、広告物自体の高さが1mを超えるもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・高さ13m又は表示面積の合計25㎡（建築物と一体となって設置される場合にあっては、高さ5m、かつ、地盤面から当該工作物の上端までの高さ13m又は表示面積の合計25㎡）を超えるもの
<ul style="list-style-type: none"> ・高さが10mを超えるもの、又は、伐採面積が1,000㎡を超えるもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・高さが10mを超えるもの、又は、伐採面積が1,000㎡を超えるもの
<ul style="list-style-type: none"> ・物件の高さが1.5mを超えるもの、又は、当該行為に係る部分の水平投影面積が100㎡を超えるもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・物件の高さ5m又は当該行為に係る部分の土地の面積1,000㎡を超えるもの
<ul style="list-style-type: none"> ・当該行為に係る部分の面積が1,000㎡を超え、又は、高さが1.5mを超える法面又は擁壁を生じるもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・当該行為に係る部分の土地の面積1,000㎡を超えるもの、又は、高さ5m及び長さ10mを超える法面若しくは擁壁を生じるもの

- 岡山県文化財保護条例に規定する県指定重要文化財の現状変更・修理工等、県指定重要有形民俗文化財及び県指定史跡名勝天然記念物の現状変更等を行う行為
- 岡山県自然海浜保全地区条例に規定する自然海浜保全地区内における建築物の新築等
- 地盤面下又は水面下における行為

4 景観づくりの基準



(1) 建築物の建築等・工作物の建設等

■ 建築物・工作物の位置、規模

市域全域（景観形成重点区域を除く）	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺との調和を考えた釣合いのよい配置とすること。 ・道路等の公共用地に接する敷地境界線からは、できるだけ大きく後退すること。 ・樹姿又は樹勢が優れた樹木がある場合には、これを修景に生かせるように配慮すること。 ・山稜の近傍にあっては、稜線を乱さないよう、尾根からできるだけ低い位置とすること。 ・歴史的建築物等の優れた景観資源に隣接する場合には、その保全に配慮した位置とすること。 ・優れた景観を有する施設等の背景を保全するために必要な地域にあっては、その保全に配慮した位置とすること。
備前福岡景観形成重点区域	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史的建築物等の優れた景観資源に隣接する場合には、その景観保全に配慮した位置とすること。 ・敷地内の建築物、工作物の規模及び位置等を勘案するとともに、釣り合いのよい配置とすること。 ・樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合には、これを修景に生かせるように配慮すること。 ・原則として本地区における伝統的建築物の高さより突出しないように配慮すること。
牛窓眺望景観形成重点区域	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の建築物、工作物の規模及び位置等を勘案するとともに、釣り合いのよい配置とすること。 ・道路境界線及び隣地境界線からできるだけ大きく後退した位置とし、ゆとりのある空間を確保すること。 ・樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合には、これを修景に生かせるように配慮した位置とすること。 ・山稜の近傍にあっては、稜線を乱さないように尾根からできるだけ低い位置とすること。 ・主要眺望地点等の重要な視点場の近傍にあっては、眺望を乱さないよう配慮した位置とすること。 ・自然景観を生かせるように建ぺい率をできるだけ低くし、敷地内の空間確保を図ること。 ・周辺の建築物や背景となる樹林地のスケールと調和するよう配慮すること。 ・高さをできるだけ抑えて、主要眺望地点からの見え方に配慮すること。



景観の骨格をなす海域、山並み等の自然景観との調和を基本に、山の稜線の保全や良好な水辺景観の創出に配慮する必要があります。



特に代表的な視点場からは、良好な眺望景観を妨げることがないように、建築物や工作物の建設に配慮する必要があります。



山懐に抱かれたのどかな山里の風景を今後も大切にしたいものです。



同程度の高さの低層家屋の連なりが通りにリズム感を与え、道行く人に心地良い印象を提供しています。



子供の頃から見慣れた小学校内のクスノキの大木は、いつまでも心に残る原風景となり得ます。

■ 建築物・工作物の形態、意匠

市域全域（景観形成重点区域を除く）	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺景観との調和に配慮し、全体的に違和感のないまとまった形態とするとともに、意匠を工夫すること。 ・優れた景観を有する施設等の背景を保全するために必要な地域にあっては、その保全に配慮した形態又は意匠とすること。 ・建築物全体としてまとまりのある意匠とすること。 ・外壁又は屋上に設ける設備は、露出させないようにし、建築物本体及び周辺景観との調和に配慮した意匠とすること。やむを得ず露出する場合は、壁面と同色の仕上げを施して目立たないようにする等の措置を講じること。 ・屋外階段、バルコニー等建築物本体と一体をなすものを設ける場合は、建築物本体との調和を図ること。
備前福岡景観形成重点区域	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺景観との調和に配慮し、全体的に違和感のないまとまった形態とするとともに、意匠を工夫すること。 ・歴史的建築物・工作物の景観との調和に配慮し、原則として勾配のある屋根を設けるとともに、適切な軒の出を有すること。 ・原則として本地区における伝統的建築物に類した形態とすること。 ・建築物全体としてまとまりのある意匠とすること。 ・外壁または屋上に設ける設備は、ルーバで覆う等により露出させないようにし、建築物本体及び周辺景観との調和に配慮した意匠とすること。やむを得ず露出する場合は、目立たない位置に設けるとともに、壁面と同色の仕上げを施して目立たないようにする等の措置を講じること。 ・屋外階段、バルコニー等建築物本体と一体をなすものを設ける場合は、建築物本体との調和を図ること。 ・大規模建築物は、屋根、壁面、開口部等の意匠を工夫し、圧迫感を軽減するように努めること。また平滑で大きな壁面が生じないように、目地を設ける等、陰影効果のある壁面の処理を工夫することにより、自然物や歴史的建築物・工作物の意匠との調和を図ること。 ・建築物は、原則として本地区における伝統的建築物に類した意匠とすること。 ・工作物は、本地区の伝統的建築物と違和感のないものとするとともに、意匠を工夫すること。
牛窓眺望景観形成重点区域	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺景観との調和に配慮し、全体的に違和感のないまとまった形態とするとともに、意匠を工夫すること。 ・周辺の山稜や樹林地等との調和に配慮し、原則として勾配のある屋根を設けること。 ・海や山の雰囲気高め、親しみやすく、かつ、風格ある形態又は魅力ある意匠となるよう配慮すること。 ・建築物全体としてまとまりのある意匠とすること。 ・外壁又は屋外に設ける設備は、露出させないようにし、建築物本体及び周辺景観との調和に配慮した意匠とすること。やむを得ず露出する場合は、目立たない位置に設けるとともに、壁面と同色の仕上げを施して、目立たないようにする等の措置を講じること。 ・屋外階段、バルコニー等建築物本体と一体をなすものを設ける場合は、建築物本体との調和を図ること。 ・大規模建築物は、屋根、壁面、開口部等の意匠を工夫し、圧迫感を軽減するように努めること。また、平滑で大きな壁面が生じないように目地を設ける等、陰影効果のある壁面の処理を工夫することにより、周辺景観との調和を図ること。



洗練されたシンボリックな建物デザインが、地域と調和した美しい景観を醸し出しています。



黒漆喰塗、なまこ壁、平格子などの伝統的建築様式からは、地域が培ってきた歴史や文化が感じられます。



古い民家の細部の意匠は、現代にも新鮮に映ります。



昔懐かしい格子窓や板壁は、道行く人に歴史的町並みの風情を感じさせます。



白壁のモチーフで建物、塀を統一することによって、伝統的な意匠を現代に伝えています。



エアコンの室外機を木製格子等の自然素材で包み込めば、町並みが良好な景観に生まれ変わります。



■ 建築物・工作物の色彩

市域全域（景観形成重点区域を除く）	<ul style="list-style-type: none"> ・けばけばしい色彩とせず、できるだけ彩度を抑えた色彩を基調とし、周辺景観との調和に配慮すること。 ・屋上工作物の色彩は、建築物本体及び周辺景観との調和が図れるものとする。 ・優れた景観を有する施設等の背景を保全するために必要な地域にあっては、その保全に配慮した色彩とすること。
備前福岡景観形成重点区域	<ul style="list-style-type: none"> ・けばけばしい色彩とせず、できるだけ彩度を抑えた色彩を基調とし、歴史的建築物・工作物との調和に配慮すること。 ・本地区における伝統的建築物の色彩と調和した色彩を用いるように配慮すること。 ・色彩を組み合わせる場合は、建築物に落ち着きをもたせるため、その性質を十分考慮すること。 ・屋外に設ける設備、工作物の色彩は、建築物本体及び周辺景観との調和を図ったものとする。
牛窓眺望景観形成重点区域	<ul style="list-style-type: none"> ・外壁などの建築物の大部分を占める部分の基調色は原則として白色系統とし、周辺の自然景観や隣接する建物との調和を図ったものとする。 ・アクセントカラーは少量の使用を基本とし、外観の印象を大きく変えないように配慮すること。 ・屋根の色彩は、原則としてオレンジ色系統を基調色とし、建物全体の調和に特に配慮すること。 ・屋外に設ける設備、工作物の色彩は、建築物本体及び周辺景観との調和を図ったものとする。 ・工作物は、けばけばしい色彩を避け、できるだけ彩度を抑えた色彩を基調とし、周辺の自然景観との調和に配慮すること。



建物相互が黒瓦で統一されており、集落全体での色彩バランスに配慮が感じられます。



黒瓦や白の漆喰で統一された民家の連なりが、町並みの味わい深さにつながっています。



オレンジ色の屋根、白色系の外壁で統一することによって、「日本のエーゲ海」らしさを演出しています。

■ 建築物・工作物の素材、材料

市域全域（景観形成重点区域を除く）	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺景観との調和に配慮した素材及び材料を使用すること。 ・地域の優れた景観を特徴付ける素材及び材料の活用に配慮すること。 ・優れた景観を有する施設等の背景を保全するために必要な地域にあっては、その保全に配慮した素材及び材料とすること。
備前福岡景観形成重点区域	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史的建築物・工作物との調和に配慮し、かつ、隣接する建築物及び工作物との相互の調和にも配慮した素材、材料を使用すること。 ・焼板壁等、できるだけ本地区における伝統的建築物に使用されている素材を用いるように配慮すること。 ・耐久性、耐候性に優れ、たい色、はく離のおこりにくいものを使用すること。 ・反射光のある素材、材料を外部の大部分にわたって使用しないように配慮すること。
牛窓眺望景観形成重点区域	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺景観との調和に配慮した素材及び材料を使用すること。 ・耐久性、耐候性に優れ、たい色、はく離のおこりにくいものを使用すること。 ・反射光のある素材及び材料を外部の大部分にわたって使用しないように配慮すること。 ・できるだけ地域の景観を特徴付ける石材、木材等の自然素材を使用するよう努めること。



黒の焼板壁、白の漆喰などの伝統素材を活用することによって、地域の歴史・文化を後世に伝えています。



タイルとガラスの異なる素材を用い、建物に味わいのある表情をつけています。



長い間、人々の暮らしを守ってきた消防機庫は、風情豊かな景観を創り出しています。



丸みを帯びた独特の窓形状をタイルで仕上げ、単調になりがちな壁面にリズム感を与えています。



オレンジ色のアクセントが印象的な白亜のリゾートホテルからは、瀬戸内海を一望することができます。



昔ながらの材料である板塀と和瓦が、通りに落ち着いた雰囲気を出しています。



伝統的な材料は、それだけで通りに落ち着いた雰囲気を与えます。



自然素材の代表である木は、周辺景観に温もりを与えます。



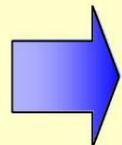
家並みに沿って等間隔に並んだ石柱は、地域の歴史的遺産であり、道行く人の心を和ませます。

● 建築物等の配色手法

様々な色の建物が建ち並ぶと雑然とした印象を周辺に与えます。また、すべて同じ色に統一すると単調で退屈な印象になります。美しく魅力ある町並み景観は、適度な変化の中に、全体として統一性と秩序を保つことによって創られます。そのためには、個々の主張をぶつけ合うのではなく、建物相互の色彩調整を図ることが重要となります。具体的には、色相(いろあい)や明度(あかるさ)、彩度(あざやかさ)のいずれかをそろえる方法などが考えられます。



様々な色の建物が建ち並んだばらばらな町並み



〈配色手法-1〉
同じような色相(いろあい)でそろえる。



〈配色手法-2〉
同じような明度(あかるさ)、彩度(あざやかさ)でそろえる。

景観づくりの基準



■ 建築物・工作物の敷地の緑化

市域全域（景観形成重点区域を除く）	<ul style="list-style-type: none"> 敷地内においては、できるだけ緑化に努めること。 優れた景観を有する施設等の背景を保全するために必要な地域にあっては、その保全に配慮した緑化に努めること。
備前福岡景観形成重点区域	<ul style="list-style-type: none"> 敷地内には、できるだけ多くの樹木の植栽による緑化措置を講じること。 植栽に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺の樹木との調和が得られる樹種とすること。 建築物が周辺の景観と融和し、良好な景観の形成が図られるよう、樹木の配置及び樹種の構成を考慮した植栽を行うこと。
牛窓眺望景観形成重点区域	<ul style="list-style-type: none"> 敷地の周囲には、中・高木や生垣による緑化に努めること。また道路から後退してできる空間には、特に積極的に緑化措置を講じること。 既存の樹木等については、できるだけ残すように努めること。 敷地内の擁壁等構造物については、ツタ等による緑化に努めること。 駐車場は、高木により緑化を図り、緑陰駐車場となるように努めること。



各戸が緑を確保することによって、四季折々の表情豊かな住環境を創りあげています。

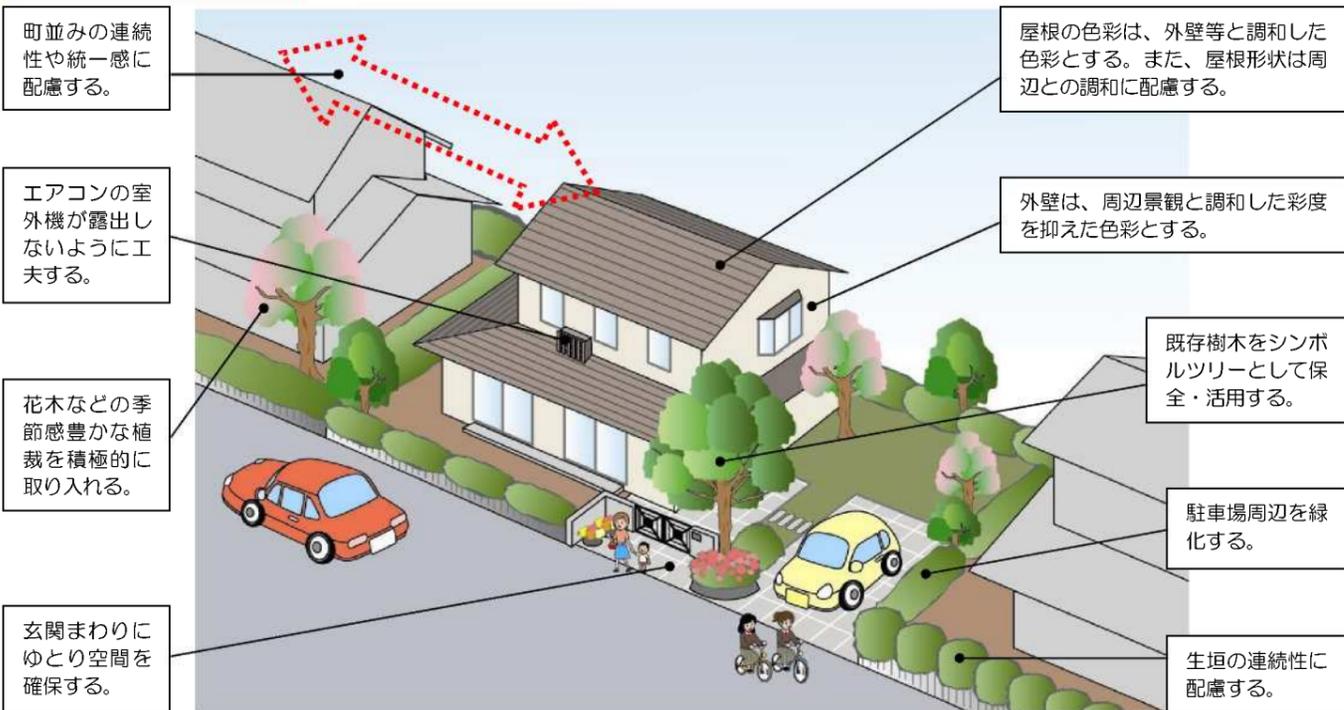
玄関先に置かれた草花が、通りに潤いとやすらぎを与えています。

きれいに刈り込まれた生垣が、町を美しく引き立てています。

よく手入れされた外周植栽によって、建物が周辺に与える圧迫感を和らげています。

■ 良好な景観づくりのポイント

戸建住宅の場合



歴史的町並みの場合



集合住宅の場合





(2) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積

■堆積の方法 / 遮へい

市域全域（景観形成重点区域を除く）	<ul style="list-style-type: none"> ・道路等の公共用地に接する敷地境界線からはできる限り遠隔地から堆積を始めること。 ・積み上げに際しては、できるだけ整然とした堆積とすること。 ・優れた景観を有する施設等の背景を保全するために必要な地域にあっては、その保全に配慮した堆積とすること。 ・敷地周囲の緑化に努める等周囲の道路等からの遮へいに配慮すること。 ・優れた景観を有する施設等の背景を保全するために必要な地域にあっては、その保全に配慮した遮へい措置を講じること。
備前福岡景観形成重点区域	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺からできるだけ見えないような位置にするとともに、道路等の公共用地に接する敷地境界線からできるだけ遠隔地より堆積を始めること。 ・敷地の境界からできるだけ後退させ、かつ、堆積の高さをできるだけ低いものとし、積み上げに際しては、整然とした堆積とすること。 ・敷地の周囲には、常緑の中・高木を植栽し、できるだけ修景緑化に努めるとともに、周辺の道路等からの遮へいを行うこと。
牛窓眺望景観形成重点区域	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所等における原材料・製品、スクラップ等または建設工事等における資材等の堆積は、外部から容易に望見できないよう敷地外周部に遮へい措置を講じること。 ・遮へいに伴う植栽に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺の樹木との調和が得られる樹種とすること。

(3) 土石の採取、鉱物の掘採

■採取又は掘採の方法 / 遮へい / 事後措置

市域全域（景観形成重点区域を除く）	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の景観を乱さないような方法とすること。 ・優れた景観を有する施設等の背景を保全するために必要な地域にあっては、その保全に配慮した方法とすること。 ・敷地周囲の緑化に努める等周囲の道路等からの遮へいに配慮すること。 ・優れた景観を有する施設等の背景を保全するために必要な地域にあっては、その保全に配慮した遮へい措置を講じること。 ・採取又は掘採後の法面等は、周辺の景観との調和に配慮し、緑化に努めること。 ・優れた景観を有する施設等の背景を保全するために必要な地域にあっては、その保全に配慮した緑化に努めること。
備前福岡景観形成重点区域	<ul style="list-style-type: none"> ・土石等の採取又は鉱物の掘採は行わないように努めること。 ・行為中において、歴史的建築物・工作物の景観への影響を緩和するように敷地の周囲には常緑の中・高木等による緑化に努めるとともに、周辺の道路等からの遮へいに配慮すること。 ・採取又は掘採後の法面等は、周辺景観との調和に配慮し、緑化に努めること。 ・採取又は掘採に直接関係ない法面等については、できるだけ早期に緑化措置を講じるように努めること。 ・緑化に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺の樹木との調和が得られる樹種とすること。
牛窓眺望景観形成重点区域	<ul style="list-style-type: none"> ・海上や主要眺望地点から望見できる地域における行為は避けること。 ・採取又は掘採に当たっては、周辺の道路等から見えないような方法を工夫するとともに、周辺景観への影響を緩和するように努めること。 ・採取又は掘採に当たっては、できるだけ法面を大きくしないようにすること。 ・行為終了後において、緑化が可能な形状となるようにすること。 ・行為中において周辺の景観への影響を緩和するように敷地の周囲には常緑の中・高木等による緑化に努めるとともに、周辺の道路等からの遮へいに配慮すること。 ・採取又は掘採後の法面等は、周辺の自然景観との調和に配慮し、緑化に努めること。 ・採取又は掘採に直接関係のない法面等については、できるだけ早期に緑化措置を講じるように努めること。 ・緑化に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺の樹木との調和が得られる樹種とすること。

(4) 木竹の伐採

■伐採方法 / 事後の緑化

備前福岡景観形成重点区域	<ul style="list-style-type: none"> ・木竹の伐採を行う場合は、択伐方法などにより必要最小限に留め、敷地の周囲の樹木、及び高さ 10 メートル以上または枝張り 10 メートル以上の樹木は、できるだけ残すように努めること。 ・伐採を行った場合は、本地区の景観を良好に維持できるように伐採した樹種あるいは周辺の植生を勘案して、代替措置（植栽等）を講じること。
牛窓眺望景観形成重点区域	<ul style="list-style-type: none"> ・木竹の伐採を行う場合は、択伐方式などにより必要最小限に留めること。 ・伐採を行った場合は、本地区の景観を良好に維持できるように伐採した樹種あるいは周辺の自然植生を勘案して代替措置（植栽等）を講じること。

(5) 土地の形質の変更

■変更後の形状 / 敷地の緑化等

備前福岡景観形成重点区域	<ul style="list-style-type: none"> ・極端な形質の変更が行われないように工夫するとともに、変更後の地形が周辺地形と調和が図られるよう配慮すること。 ・土地の区画形質の変更によって、大きな法面・擁壁が生じないように努めること。 ・敷地内の区画割等の形状については、将来、施設が立地した場合においても、周辺景観との調和が図られる形状となるように努めること。 ・水面の埋立てによってできる護岸は、できるだけ石材等の自然素材、もしくはできるだけこれを模した素材とし、階段、雁木の設置、緑化修景等を施し親水性の確保に配慮すること。 ・行為地内の木竹は、できるだけ保全に努めるとともに、敷地の周囲には樹木等の植栽により、緑化措置を講じること。 ・敷地の外周については、できるだけ緑地の保全に努め、敷地内についてもできるだけ修景緑化を図ること。 ・法面・擁壁を含め、構造物等が生じる場合においては、できるだけ自然素材の活用に努め、これにより難しい場合はこれを模したものとすること。また構造物等の前面には、できるだけ修景緑化等の措置を講じるように努めること。 ・緑化に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺の樹木との調和が得られる樹種とすること。
牛窓眺望景観形成重点区域	<ul style="list-style-type: none"> ・極端な形質の変更は、行わないように工夫するとともに、変更後の地形が周辺地形と調和が図られるように努めること。 ・新たに大きな法面又は擁壁が生じないように努めること。 ・敷地内の区画割等の形状については、将来、施設が立地した場合においても、周辺の自然景観との調和が図られる形状となるように努めること。 ・行為地内の木竹は、できるだけ保全に努めるとともに、敷地の周囲には樹木等の植栽により、緑化措置を講じること。 ・敷地の外周については、できるだけ緑地の保全に努め、敷地内についてもできるだけ修景緑化を図ること。 ・新たに生じた法面や残地等では、修景緑化を図ること。 ・法面・擁壁・護岸を含め、構造物等が生ずる場合においては、できるだけ自然素材の活用に努め、これにより難しい場合は、これを模したものとすること。また、構造物等の前面には、できるだけ修景緑化等の措置を講じるように努めること。 ・緑化に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺の樹木との調和が得られる樹種とすること。

(6) 水面の埋立て又は干拓

■埋立て又は干拓後の形状 / 敷地の緑化等

備前福岡景観形成重点区域	<ul style="list-style-type: none"> ・「土地の形質の変更」と同内容。
牛窓眺望景観形成重点区域	<ul style="list-style-type: none"> ・極端な形質の変更は、行わないように工夫するとともに、水面の埋立て又は干拓後の地形が周辺地形と調和が図られるように努めること。 ・水面の埋立て又は干拓による形質の変更によって、大きな法面又は擁壁が生じないように努めること。 ・行為地内の木竹は、できるだけ保全に努めるとともに、水面の埋立て又は干拓によって生ずる法面や残地等には、できるだけ樹木等の植栽により、緑化措置を講じること。 ・法面・擁壁・護岸を含め、構造物等が生ずる場合においては、できるだけ自然素材の活用に努め、これにより難しい場合は、これを模したものとすること。また、構造物等の前面には、必要に応じて修景緑化等の措置を講じるように努めること。 ・緑化に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺の樹木との調和が得られる樹種とすること。 ・水面の埋立てによってできる護岸は、できるだけ自然素材若しくはこれを模したものを使用し、階段、雁木の設置等を施し、親水性の確保に配慮すること。